
教 育 委 員 会 規 則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 2 月 14 日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第 2 号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和 44 年高知県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表、2 の表、3 の表、4 の表、5 の表及び 7 の表並びに別表第 2 の表中「学習」を「探究」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。